

令和5年(2023年)6月19日
総務部 総務課

令和5年6月湖南省議会定例会 議案の訂正について

■趣旨・目的

令和5年6月湖南省議会定例会 議案の訂正について

■内容

先にお配りしました議案に下記のとおり誤りがありましたので、お手数をおかけいたしますが、訂正していただきますようお願いいたします。

記

- 議案名 : 議案第30号 湖南省長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 訂正箇所 : 別紙正誤表のとおり

■問い合わせ

担当課名:総務部 総務課

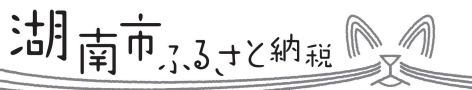
担当者名:総務・法規係 村恵・青木

(直通)0748-71-2357

17時15分以降は、0748-72-1290

(FAX)0748-72-3390

0748-71-2314



〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467

【議案第 30 号 訂正前】

湖南省長の給料月額の特例に関する条例（案）

令和 5 年 7 月から同年 12 月までの市長の給料月額は、湖南省特別職の職員の給与等に関する条例（平成 16 年湖南省条例第 51 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する額から当該給料の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額については、同号に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（湖南省長等の給料月額の特例に関する条例の廃止）

2 湖南省長等の給料月額の特例に関する条例（令和 3 年湖南省条例第 1 号）は、廃止する。

【議案第 30 号 訂正後】

湖南省長の給料月額の特例に関する条例（案）

令和 5 年 7 月から同年 12 月までの市長の給料月額は、湖南省特別職の職員の給与等に関する条例（平成 16 年湖南省条例第 51 号）第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に規定する額から当該給料の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額については、同号に規定する額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（湖南省長__の給料月額の特例に関する条例の廃止）

2 湖南省長__の給料月額の特例に関する条例（令和 3 年湖南省条例第 1 号）は、廃止する。